

大淀処理場乾燥設備整備事業

募集要項

令和8年4月

宮崎市 上下水道局

目次

1. 総則.....	1
1.1 本書の位置づけ.....	1
1.2 用語の定義.....	1
2. 本事業の概要.....	3
2.1 事業名称.....	3
2.2 事業場所.....	3
2.3 管理者の名称.....	3
2.4 本事業の目的.....	3
2.5 対象施設.....	3
2.6 対象業務の概要.....	5
2.7 事業方式.....	5
2.8 事業期間.....	5
2.9 事業スケジュール.....	5
2.10 本事業におけるサービスの範囲と水準.....	5
2.11 費用の支払方法.....	6
2.12 遵守すべき関係法令等.....	6
3. 公募型プロポーザル応募に関する事項.....	8
3.1 事業者の応募資格に関する事項.....	8
3.2 事業費上限額.....	10
4. 事業者選定のスケジュール等.....	11
5. 事業者の募集及び選定に関する事項.....	12
5.1 募集公告（募集要項等の公表）.....	12
5.2 説明会及び現地見学会.....	12
5.3 資料閲覧.....	12
5.4 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表.....	14
5.5 応募意思表明書及び応募資格確認申請書の提出.....	14
5.6 応募資格確認結果の通知.....	14
5.7 第1次提案書類の受付.....	15
5.8 第1次提案書類に対する技術対話.....	15
5.9 提案書類の受付.....	15
5.10 プロポーザルの辞退.....	15
5.11 プレゼンテーションの実施.....	15

6.	審査及び事業者選定に関する事項.....	16
6.1	事業者の選定方法.....	16
6.2	選定委員会の設置.....	16
6.3	選定結果の公表.....	16
6.4	評価内容の担保.....	16
7.	契約の締結.....	17
7.1	契約の締結.....	17
7.2	契約を締結しない場合.....	17
7.3	契約に要する費用の負担.....	17
7.4	契約保証金.....	17
8.	その他選定に関する事項.....	18
8.1	公正な応募の確保.....	18
8.2	費用負担.....	18
8.3	上下水道局の提示する資料等の利用.....	18
8.4	使用言語及び単位.....	18
8.5	提出書類の取扱い.....	18
8.6	本事業に関する問合せ先.....	18

1. 総則

1.1 本書の位置づけ

本募集要項（以下、「本書」という。）は、宮崎市上下水道局（以下、「上下水道局」という。）が設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式、以下、「DB方式」という。）により発注する大淀処理場乾燥設備整備事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、応募希望者を対象に交付するものである。

また、以下の文書は本書と一体のものである（以下、「募集要項等」という。）。

添付資料（１）要求水準書

添付資料（２）事業者選定基準

添付資料（３）提出書類作成要領及び様式集

添付資料（４）設計及び建設工事請負契約書（案）

本事業の基本的な考え方については、令和８年１月に公表した実施方針と同様である。事業を実施するにあたっての詳細条件等については募集要項等の内容を踏まえ、応募者は必要な提案書類を提出するものとする。

募集要項等と実施方針及び実施方針・要求水準書（案）に対する質問・意見の回答に相違がある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答によることとする。

1.2 用語の定義

本書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

なお、これらの用語の定義は、実施方針に定める用語の定義と同一であり、本プロポーザルにて公表する全ての資料に適用する。

- ①「本事業」とは、大淀処理場内に既設焼却炉の代替施設を設計・建設する「大淀処理場乾燥設備整備事業」のことをいう。
- ②「上下水道局」とは、本事業を所轄する宮崎市上下水道局のことをいう。
- ③「事業者」とは、本事業を受託する民間事業者のことをいう。
- ④「第三者」とは、上下水道局および事業者以外のものをいう。
- ⑤「乾燥設備」とは本事業にて設計・建設する、発生汚泥等の処理にあたってバイオマス資源としての有効利用を目的として脱水汚泥を乾燥させることにより汚泥肥料・汚泥燃料を生成する設備のことをいう。
- ⑥「脱水設備」とは、消化汚泥を脱水処理するための脱水機及びその補器類を含めた設備のことをいう。
- ⑦「電気設備」とは、今回対象となる機械設備を運転・制御するために必要となる受変電設備及び計装・監視設備等の設備のことをいう。
- ⑧「土木施設」とは、乾燥設備等に付随する配管ピット・場内整備等のことをいう。
- ⑨「建築施設」とは、乾燥設備を防護するための建屋等のことをいう。
- ⑩「肥料化・燃料化施設」とは、本事業において乾燥設備および脱水設備その他補器

- 類・土木・建築躯体等を含め一体となって設計・建設される施設をいう。
- ⑪「維持管理」とは、大淀処理場の運転・日常点検・修繕等の管理業務を指す。現状においては上下水道局より委託された業者により行われている。
 - ⑫「更新」とは、持続可能な下水道事業の実施を図るために下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画（ストックマネジメント計画）等により、使用に耐えられなくなり老朽化したものを撤去・廃棄し、代わりに新しいものを設置することをいう。
 - ⑬「法令等」とは、法律・政令・省令・条例及び規則並びにこれらに基づく命令を指し、「法令等の変更」とは、法令等が制定又は改廃されることをいう。
 - ⑭「不可抗力」とは、上下水道局および事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・騒乱・暴動・地盤沈下・地下水の浸出その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
 - ⑮「協議」とは、監督員が事業者と対等の立場で合議し決定することをいう。
 - ⑯「承諾」とは、事業者が書面で申し出た必要な事項について、上下水道局が書面により同意することをいう。なお、承諾は事業者の責任による設計に基づく工事着工を、発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって事業者の責務（瑕疵担保責任等）が軽減されるものではない。

2. 本事業の概要

2.1 事業名称

大淀処理場乾燥設備整備事業

2.2 事業場所

大淀処理場（宮崎市大字田吉字番所下 4853 番地 4）

2.3 管理者の名称

宮崎市上下水道事業管理者 上下水道局長 藤森 友幸

2.4 本事業の目的

老朽化している既存汚泥焼却設備を新たに肥料化・燃料化施設に更新することで、焼却処理している下水汚泥を乾燥処理し、乾燥肥料・固形燃料として有効利用を図る。また、処理場内で発生する消化ガスの更なる有効利用および既設焼却施設廃止によるエネルギー削減を図る。

2.5 対象施設

本事業において新たに整備する施設の内容は以下のとおりである。

- ア 名称 大淀処理場（図 1）
- イ 施工場所 宮崎市大字田吉字番所下 4853 番地 4
大淀処理場内汚泥焼却設備棟南側（図 2）
- ウ 対象施設 本事業の対象施設を表 1 に示す。



図 1 大淀処理場位置図

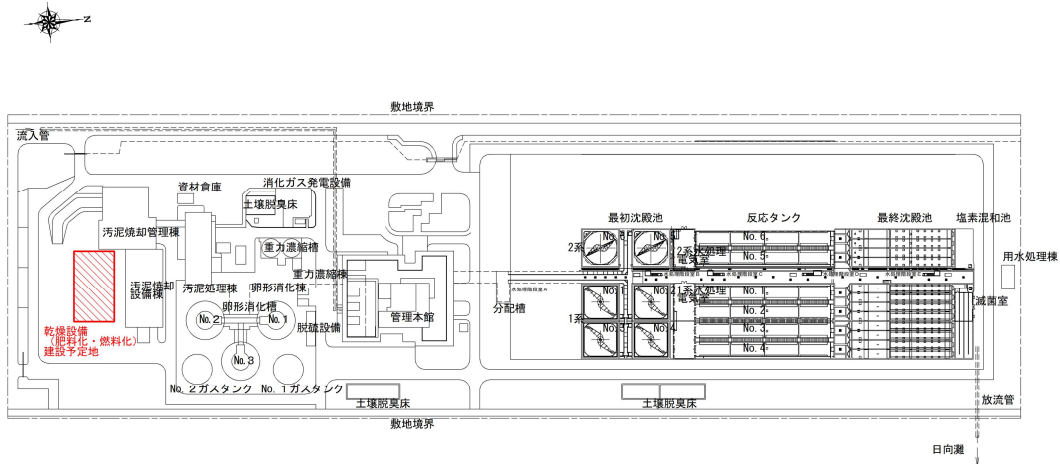


図2 大淀処理場全体配置図

表1 対象施設

対象施設等		概要
新施設設	乾燥設備	乾燥設備、乾燥汚泥搬送設備を対象とする。
	脱水設備	脱水機、脱水汚泥供給設備、脱水汚泥移送設備を対象とする。
	電気設備	受変電設備、機械付属以外の運転操作設備、計装設備、監視制御設備（中央監視制御装置は除く）を対象とする。
	土木・建築施設	躯体、場内整備等を対象とする。
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・「下水道施設の耐震対策指針と解説 日本下水道協会 2025年版（最新版）」記載の所定の耐震・耐津波性能を確保するように設計する。 ・既存施設を稼働しながら、肥料化・燃料化施設を新設することを考慮した設計及び施工を行うものとする。 ・維持管理が容易となる計画を行うものとする。

※上表は上下水道局で想定している内容であるため、提案を妨げるものではない

2.6 対象業務の概要

本事業の対象業務（以下、「本業務」という。）を表2に示す。

表2 対象業務

対 象 業 務		概 要
調査	事前調査	設計・施工等において必要となる調査
設計	基本設計	提案内容を具体化する対象施設の基本設計
	詳細設計	基本設計に基づく対象施設の詳細設計
	設計に伴う各種申請書類等の作成	着工前に関係機関に届出が必要な各種申請書類等の作成
建設	機械設備工事	乾燥設備、脱水設備、その他関連する機械設備工事
	電気設備工事	機械設備に伴う電気設備工事
	土木・建築工事	乾燥設備等の建屋、杭基礎および付随する外構等の土木・建築工事
	建設に伴う各種申請書類等の作成	供用開始前に関係機関に届出が必要となる各種申請書類等の作成
	施設の引渡し	試運転、運転操作研修、運転・維持管理方法を記載した文書の作成等

※上表は上下水道局で想定している内容であるため、提案を妨げるものではない

2.7 事業方式

本事業は、対象施設に対する表2に定める業務を一括して発注するDB方式とする。

2.8 事業期間

本事業は、契約締結の日から令和12年3月までを事業期間とする。

2.9 事業スケジュール

事業のスケジュールは、概ね以下のとおりを想定しているが、イに定める期間については、令和12年3月の工事完了月を除き、事業者提案を認める。

- | | |
|------------|-----------------|
| ア 契約の締結 | 令和9年3月 |
| イ 設計・施工期間 | 令和9年3月～令和12年3月 |
| ・主に設計の期間 | 令和9年3月～令和10年3月 |
| ・主に更新工事の期間 | 令和10年4月～令和12年3月 |

2.10 本事業におけるサービスの範囲と水準

事業者は、添付資料（1）要求水準書に示す水準を確保するものとする。

2.11 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。

なお、各年度の支払限度額は、設計及び建設工事請負契約書（案）に基づくものとする。

2.12 遵守すべき関係法令等

本事業の実施に当たっては、関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて準拠すること。本事業の実施に関して遵守すべき関係法令、条例等及び適用基準を次に示す。なお、事業の実施時の最新版に準拠・適用するものとする。

ア 遵守すべき関係法令、条例等	イ 要綱・各種適用基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法 ・電気事業法 ・電気用品安全法 ・電気工事士法 ・電気通信事業法 ・有線テレビジョン放送法 ・高圧ガス取締法 ・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・消防法 ・環境基本法 ・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 ・土壌汚染対策法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・下水道法 ・水道法 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律 ・都市計画法 ・河川法 ・港湾法 ・建築基準法 ・航空法 ・都市緑地保全法 ・自然環境保全法 ・工業標準化法 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律 (P R - T R 法) ・労働者災害補償保険法 ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 ・毒物及び劇薬取締法 ・計量法 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 (リサイクル法) ・その他関連法令、規則、条例、要綱、通達等 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備工事一般仕様書 ・機械設備工事必携 ・機械設備工事施工指針 ・機械設備標準仕様書 ・電気設備工事一般仕様書・同標準図 ・電気設備工事必携 ・電気設備工事施工指針 ・土木工事一般仕様書 ・土木工事安全施工技術指針 ・建築電気設備工事一般仕様書・同標準図 ・建築工事一般仕様書 ・建築機械設備工事一般仕様書 ・建設機械施工安全技術指針 ・水道施設設計指針・解説 ・水道施設耐震工法指針・解説 ・水道維持管理指針 ・水道施設更新指針 ・下水道施設の耐震対策指針と解説 ・下水道施設耐震計算例 (処理場・ポンプ場編) ・解説・河川管理施設等構造令 ・解説・工作物設置許可基準 ・コンクリート標準示方書 ・建設工事公衆災害防止対策要綱 ・建設工事副産物適正処理推進要綱 ・公共建築工事標準仕様書 ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 ・建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版 ・日本産業規格 (J I S) ・日本下水道協会規格 (J S W A S) ・日本水道協会規格 (J W W A) ・日本電機工業会規格 (J E M) ・電気規格調査会標準規格 (J E C) ・日本電線工業会規格 (J C S) ・電池工業会規格 (S B A) ・日本電力ケーブル接続技術協会規格 (J C A A) ・日本計量機器工業連合会規格 (J M I F) ・日本照明器具工業会規格 (J I L) ・日本電気協会内線規定 ・電気技術規定 (J E A C) [高圧受電設備規定] [内線規定] ・経済産業省電気設備技術基準、内線規定 ・その他、本施設に係る基準等

3. 公募型プロポーザル応募に関する事項

3.1 事業者の応募資格に関する事項

3.1.1 応募者の構成等

5. 5.6 で応募資格の確認を受けた応募者（以下、「応募者」という。）の構成等は以下のとおりとする。

- ア 応募者は、宮崎市内建築工事企業 3 社 JV を含む複数の企業により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。ただし、応募グループを構成する企業数に制限は設けないものとするが、本事業の実施に関して、各構成員が適切な役割を担う必要があり、建築工事、土木工事その他本事業に係る業務の分担内容及び責任分担の範囲については、応募グループにおいて適切に定めるものとする。また、応募グループは構成員中から「代表企業」1 社を定め、代表企業が応募資格確認申請書の提出及び手続きを行うこととする。
- イ 応募グループは、本施設の設計を行う企業（設計企業）、本施設の建設を行う企業（建設企業）を含む企業により構成されることを基本とする。
- ウ 応募グループは、応募意思表明書及び応募資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成員（設計企業及び建設企業）の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。
- エ 宮崎市内建築工事 3 社 JV 企業 1 社あたりの分担工事額は、当該 JV に設定された工事額の 20%以上とする。
- オ 代表企業の変更は、原則として認めない。
- カ 応募グループの構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない場合は、上下水道局と協議を行い、新たな構成員に変更することができる。
- キ 応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。
- ク 応募グループが本工事の一部を下請業者に発注する場合は、可能な限り宮崎市内業者（宮崎市内に本社（本店）又は支店（営業所）を有するものをいう。）を活用するように努めるものとする。また、応募グループは、関係法令等を遵守した上で、下請業者への発注を行うとともに、下請業者を含めた適正な施工管理体制が確保されるよう努めるものとする。なお、下請業者においては、3.1.2 (2) ア(ア)の要件を満たす者とする。

3.1.2 応募者の応募資格要件

応募者の応募資格要件は、次のとおりとし、各項の要件を全て満たす者とする。

ア 共通の資格要件

- (ア) 「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成 6 年宮崎市告示第 198 号）」に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (イ) 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者。
 - a 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）

- b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (ウ) 消費税及び地方消費税、法人税に未納の税額がない者。
- (エ) 宮崎市に未納の税額がない者。
- (オ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人（関連会社含む）、本事業のアドバイザー業務受託者及び受託者の関係会社（受託者の発行済み株式総数の 20% 以上の株式を有し、又はその出資の 20% 以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）は、本事業の事業者選定に係る応募グループの一員となることはできない。
- (カ) 本事業の選定委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社の者は本事業の事業者選定に係る応募グループの一員となることはできない。
- (キ) 令和 7 年度宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、令和 7 年度宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者においては、令和 8 年度宮崎市競争入札参加資格者名簿の有効期間開始日までの登録を見据え登録申請を行っている者。提案書類提出時点では、令和 8 年度宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録されている者とする。なお、機械器具設置工事及び電気工事等につき各々の担当する工事の建設業許可業種に登録されている者。
- (ク) 宮崎市暴力団排除条例の規定を遵守している者。
- (ケ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

イ 各業務の実施企業の応募資格要件

応募グループの構成員は、本施設の設計及び施工等の各業務を行うものとして、以下の (ア)～(イ)の各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

(ア) 設計企業

- a 技術士（総合技術管理部門（下水道）、もしくは上下水道部門（下水道））が 1 名以上在籍していること。
- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者。
- c 平成 28 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、乾燥設備または汚泥焼却能力 30t/日以上の焼却施設の設計実績（新築工事、元請に限る。）を有すること。

(イ) 建設企業

- a 宮崎市内建築工事企業 3 社 JV は、宮崎市内に建設業法でいう本店を有する企業による 3 社 JV とする。また、宮崎市競争入札参加資格者名簿において、建築一式工事部門 A ランクに登録されている者。
- b 宮崎市内建築工事企業 3 社 JV のうち 1 社は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けている者。
- c 機械設備工事企業は、国内において、1 社が元請けとして平成 26 年 4 月 1 日以降

に乾燥設備または汚泥焼却能力 30t/日以上焼却施設の施工実績（新設工事、元請に限る。）がある者。

- d 機械設備工事企業及び電気設備工事企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、機械器具設置工事、電気工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けている者。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たした者。
- e 宮崎市内建築工事企業 3 社 JV と協議の上、別途施工される建築工事を担う企業は、宮崎市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事部門県内 A ランクに登録されている者または県外企業で建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けている者。

3.1.3 応募資格確認基準日

- ア 応募資格確認基準日は、応募資格確認申請書の提出期限の最終日とする。
- イ 応募資格確認基準日の翌日から技術提案書の提出までの間、応募グループの構成員が 3.1.2 の応募資格を欠くに至った場合、当該応募グループは本プロポーザルに応募することができない。ただし、応募資格の確認を経た上で、3.1.2 の応募資格要件に該当する構成員と変更し、本プロポーザルに応募することを認めるものとする。
- ウ 技術提案書の提出の翌日から事業者決定日までの間、応募グループの構成員が 3.1.2 の応募資格を欠くに至った場合、上下水道局は当該応募グループを事業者選定の審査対象から除外する。

3.2 事業費上限額

本事業における事業費上限額は、以下のとおりとする。

金 5,100,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）

なお、事業費提案価格が、上記の各事業費上限額を超える場合は、失格とする。

4. 事業者選定のスケジュール等

事業者の募集及び選定のスケジュールは、表3に示すとおり予定している。なお、スケジュールは今後、変更が生じることがある。

表3 事業者選定のスケジュール（予定）

実施事項	日程
募集公告（募集要項等の公表）	令和8年4月3日（金）
説明会及び現地見学会	令和8年4月17日（金）
資料閲覧（応募希望者）	令和8年4月3日（金）～令和8年6月11日（木）
募集要項等に関する質問等の受付期限	令和8年4月3日（金）～令和8年4月24日（金）
募集要項等に関する質問等に対する回答の公表	令和8年5月29日（金）
応募意思表明書及び応募資格確認申請書の受付	令和8年4月3日（金）～令和8年6月12日（金）
資料閲覧（応募資格申請者）	応募資格申請書提出～令和8年6月25日（木）
応募資格確認結果の通知期限	令和8年6月26日（金）
資料閲覧（応募者）	応募資格確認結果通知～令和8年9月25日（金）
第1次提案書類の受付	応募資格確認結果通知～令和8年7月31日（金）
第1次提案書類に対する技術対話	令和8年8月下旬
提案書類の受付期限	技術対話～令和8年9月25日（金）
プレゼンテーションの実施	令和8年11月
優先交渉権者の決定・公表	令和8年12月
基本協定の締結	令和9年1月
事業契約締結・公表	令和9年3月

5. 事業者の募集及び選定に関する事項

5.1 募集公告（募集要項等の公表）

上下水道局は、令和8年4月3日（金）に本事業の募集公告及び募集要項等（以下、「募集要項等」という。）の公表を行う。

5.2 説明会及び現地見学会

応募希望者に対して、以下のとおり説明会及び現地見学会を実施する。応募を希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みものとする。

1) 実施日時

令和8年4月17日（金）14時から2時間程度

2) 実施場所

大淀処理場 管理本館2階（宮崎市大字田吉字番所下4853番地4）

3) 申込方法

説明会・現地見学会参加申込書（様式V-1）に必要事項を記入し、電子メールにより「8.8.6本事業に関する問合せ先」宛に申込みものとする。その他の方法による申込みは認めない。電子メール件名は「説明会及び現地見学会参加申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。ファイル形式はPDFとする。

なお、印鑑を捺印した原本を当日持参するものとする。

4) 申込期限

令和8年4月15日（水）正午まで

5) その他

応募可能人数は、1企業2名以内とする。なお、説明会及び現地見学会において募集要項等は配布せず、質疑応答の機会も設けない。本事業に関する質問は、5.4に示すところでのみ受け付けるので留意するものとする。

5.3 資料閲覧

応募希望者及び応募者に対して、下記のとおり資料閲覧の期間を設ける。希望するものは、所定の手続きにより事前に申込みするものとする。

1) 実施期間

応募希望者の場合は、令和8年4月3日（金）から令和8年6月11日（木）

応募資格申請者の場合は、応募資格申請書提出から令和8年6月25日（木）

応募者の場合は、応募資格確認結果通知から令和8年9月25日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から16時まで。ただし、12時から13時を除く。）

2) 実施場所

宮崎処理場 管理本館増築部1階（宮崎市高洲町10番地）

3) 申込方法

資料閲覧申込書（様式V-2）に必要事項を記入し、電子メールにより「8.8.6本事業に関する問合せ先」宛に申込みものとする。その他の方法による申込みは認めない。電子メール件名は「資料閲覧申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。ファ

イル形式はPDFとする。なお、印鑑を捺印した原本を当日持参すること。

4) 申込期限

資料閲覧希望日の3日前

(正午まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5) 閲覧資料等

- ①閲覧が可能な資料は、表4に示す資料とする。
- ②資料閲覧において知り得た情報は、本事業に関する検討のみに使用するものとし、第三者に漏らさないものとする。
- ③閲覧資料のコピーは不可とするが、閲覧場所でのデジタルカメラによる写真撮影は可とする。
- ④資料閲覧時に、申出があれば表4に示す資料の一部電子データを収納したDVD-Rの貸出しを直接手渡しにて行う。返却については、破損の恐れがないよう留意し、貸出日から14日以内に「8.6本事業に関する問合せ先」宛てに持参又は郵送により行うこと。

表4 閲覧資料リスト

番号	資料名
1	大淀処理場 一般平面図
2	大淀処理場 全体フロー図 (関係分のみ)
3	大淀処理場 場内配管図 (関係分のみ)
4	大淀処理場 平面断面図 (関係分のみ)
5	大淀処理場 電気関係図 (関係分のみ)
6	大淀処理場 地質調査資料
7	大淀処理場 測量成果資料
8	大淀処理場 運転管理年報・月報 (R1～R6年度)
9	サンプリング結果 (脱水汚泥・消化汚泥・消化ガス)

6) その他

資料閲覧において質疑応答の機会は設けない。本事業に関する質問は、5.4に示すところでのみ受け付けるので留意するものとする。

5.4 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項等に記載した内容に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公告日から令和8年4月24日（金）（午後5時まで。）

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書」（様式V-3）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。提出の際は、件名に「募集要項等に関する質問書」と表記の上、電子メール送信後に、その旨を「8.6 本事業に関する問合せ先」に記載の連絡先に電話連絡すること。

ウ 提出先

「8.6 本業務に関する問合せ先」に記載のとおり。

エ 回答方法

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、上下水道局のホームページで公表する。また、民間事業者等から提出のあった質問のうち、上下水道局が必要であると判断した場合には質問内容の詳細等の確認を行うことがある。

オ 回答の公表

回答公表予定日：令和8年5月29日（金）

募集要項等に関する質問に対する回答は、本事業に係る上下水道局のホームページを通じて行うものとする。提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

5.5 応募意思表明書及び応募資格確認申請書の提出

応募者は、添付資料（3）提出書類作成要領及び様式集に示す書類を以下のとおり提出する。

なお、提出期限までに同書類を提出しない者及び応募資格がないと認められた者は、本プロポーザルに応募することができない。

1) 提出期間

募集要項等の公表日から令和8年6月12日（金）（午後5時まで。）

2) 提出方法

「8.8.6 本事業に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

5.6 応募資格確認結果の通知

応募資格の確認結果は、令和8年6月26日（金）までに応募者に対して書面により通知する。この場合において、応募資格がないと認めた応募者に対しては、その理由を付記して郵送にて通知する。

5.7 第1次提案書類の受付

応募資格の確認を受けた応募者は第1次提案書類を提出する。

1) 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和8年7月31日（金）（午後5時まで。）

2) 提出方法

「8. 8.6 本事業に関する問合せ先」宛に持参により提出する。その他の方法による提出は認めない。また、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から16時（12時から13時を除く）とする。

5.8 第1次提案書類に対する技術対話

本事業に対する上下水道局の求める要求事項等について、応募者の理解度を測り、それを深めることで、上下水道局の意図する技術提案を得ることを目的として、第1次提案書類を基に、上下水道局と応募者の間で技術対話を実施する。

技術対話においては、本事業の要求水準等に関する不明点等について質疑応答を行う。技術対話の詳細については、応募資格確認結果通知後に応募者に対して事前に通知する。

5.9 提案書類の受付

技術対話を踏まえ、提案書類を審査用に提出する。なお、提出期限以降は、提案書類の差替え及び再提出は認めない。

1) 提出期間

技術対話の実施日から令和8年9月25日（金）（午後5時まで。）

2) 提出方法

「8. 8.6 本事業に関する問合せ先」宛に持参により提出する。その他の方法による提出は認めない。また、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から16時（12時から13時を除く）とする。

5.10 プロポーザルの辞退

応募者が、プロポーザルを辞退する場合は、提案書類の提出期限までに、「提案辞退届（様式V-4）」を、「8. 8.6 本事業に関する問合せ先」に持参又は書留郵便により提出する。

5.11 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査にあたっては、書面での確認のほか、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの内容は、技術提案書及び提案価格の内容をより詳細に発表する。

プレゼンテーションの日時、場所等の詳細については、事前に代表企業に郵送又は電子メールにて通知する。なお、プレゼンテーションに参加しない応募者は失格とする。

6. 審査及び事業者選定に関する事項

6.1 事業者の選定方法

事業者の選定については、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行うこととする。また、手続きは、以下のとおり実施することを予定している。

1) 応募者の応募資格確認

応募資格の確認として、上下水道局の応募資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの要件の確認を行う。

2) 提案内容の審査

上記1)において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法や請負金額等について提案を受け、これらの提案内容を上下水道局の定める要求水準（以下、「要求水準」という。）との適合性、設計・施工計画の妥当性、確実性及び提案価格等から総合的に評価する。なお、提案内容の審査は、提出された書面のほか、応募者によるプレゼンテーションにより行う。

6.2 選定委員会の設置

上下水道局は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成される「大淀処理場乾燥設備整備事業」事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会の構成委員は、選定結果の公表時にあわせて公表するものとする。

委員会は、各応募者の提案内容の評価を行い、総合評価点が最も高い提案を最優先提案とし、優先交渉権者を選定する。上下水道局は、委員会の選定結果をもとに事業者を選定する。

応募者が募集公告から事業者の決定までの間に、本事業について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は応募資格を失う場合があるので注意しなければならない。

6.3 選定結果の公表

上下水道局は、選定結果を応募者に速やかに通知するとともに、本事業に係る上下水道局のホームページにて公表する。

ただし、審査結果及び選定結果についての問合せには一切応じないこととする。

6.4 評価内容の担保

設計及び施工の実施に関しては、技術提案内容を満たす設計及び施工を行うものとする。事業者の責により提案内容を満たす設計及び施工が行われない場合は、事業者の責において事業者が再度設計及び施工を行う。

また、再度の設計及び施工が困難あるいは合理的でない場合、事業者は上下水道局が請求する契約金額の減額、損害賠償に応じなければならない。

7. 契約の締結

7.1 契約の締結

上下水道局は、本事業の設計及び施工を一括で委託するために、事業者と添付資料（４）設計及び建設工事請負契約書（案）により契約を締結する。

7.2 契約を締結しない場合

選定された事業者が契約を締結しないとき、上下水道局は委員会の審査結果をもとに審査結果上位者から順に事業者を選定し、契約交渉を行う場合がある。

7.3 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て事業者の負担とする。

7.4 契約保証金

設計及び建設工事請負契約書（案）を参照するものとする。

8. その他選定に関する事項

8.1 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

8.2 費用負担

本プロポーザルへの応募にあたっての費用は、すべて応募希望者及び応募者の負担とする。

8.3 上下水道局の提示する資料等の利用

上下水道局が提示する資料等は、提案書類作成にあたっての検討以外の目的で使用することを禁ずる。

8.4 使用言語及び単位

提出書類は日本語で記載し、使用する単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによる。また、通貨単位は円に限る。

8.5 提出書類の取扱い

1) 著作権

応募者から提出された技術提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、上下水道局は、本事業の公表及びその他必要と認める場合、優先交渉権者の承諾がある場合のみ優先交渉権者の技術提案書の一部又は全部を無償で使用することができるものとする。また、選定に至らなかった応募者の提案書類は、本事業の選定結果を公表する目的以外には応募者に無断で使用しない。

2) 提出書類の返却

応募者から提出された資料は返却しない。

3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負うものとする。

8.6 本事業に関する問合せ先

担当部署	宮崎市 上下水道局 下水道部 下水道施設課 計画係
所在地	〒880-0852 宮崎県宮崎市高洲町 10 番地
電話	0985-26-3336（直通）
電子メール	90sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp